

菅野著が指摘する 11 の乖離点

p.242ff

* 杉原千畝・幸子証言と一次資料の明白な乖離

菅野氏は、「偶像破壊者」との呼称を一身に引き受ける覚悟をもって、杉原本人並びに幸子夫人の証言ないし回想中、史資料の踏査から浮かび上がってくるところから、いかに見てもかけ離れていると断ぜざるを得ない点を、仮借なく指摘。

[乖離点①]ユダヤ難民がナチスに捕縛される恐れ

る。・・・40年7月、国境が完全に封鎖済みであるばかりか、ドイツならびにドイツ占領下のポーランドとの境界に赤軍が大量配備されるにいたった時期について、リトアニアのユダヤ難民たちが、ナチスにより、アウシュヴィッツ、その他、「ああいうほう」へ「引っ張って行」かれる状況にあった、とするのは完全に史実に反している（菅野説の通り）。

しかし、次の文章には飛躍があると思われる。

すなわち、1940年7～8月（しかも全員ではなく一部）の国外脱出の動機は、「もっぱら」（??その証拠はない）ソヴィエト体制に組み込まれることに対する忌避願望であり、ナチス・ドイツからの逃避願望（ヴァルハフティグにおいてはこれが前提となつての難民状況である）ではあり得なかつた、と断ぜざるを得ない【これは行き過ぎた誇張であろう】。

[乖離点②]ガス室への言及

1982年2月、ジャーナリスト、木元教子による千畝（当時82歳）へのインタビュー

1940年夏の時点で、千畝が「ガス室」の恐怖を云々することは時代錯誤である。・・・**菅野が正しい**。千畝は誤った記憶に依拠している。事実誤認。

[乖離点③]ユダヤ難民を支援する行為の危険性

千畝没後4年を経た1990年、幸子による回想『六千人の命のビザ——ひとりの日本人外交官がユダヤ人を救った』（初版）

p.248

1940年夏の時点で、ユダヤ人にヴィザを発行したから「ゲシュタポに命を奪われかねない」という言説・・・誤り（**菅野説が正しいと思われる**）。

[乖離点④]「悪い人」の指示対象

同じく、幸子による回想『六千人の命のビザ』より。

ユダヤ難民が、「悪い人につかまって殺されるので助けてくださいって言いに来た」。

この場合、1940年夏、7～8月時点のリトアニア、カウナスやヴィルニウスでは、ナチスドイツではあり得ない、ソ連占領軍が支配している状況下であるから。

(この菅野の指摘も、正当である)

[乖離点⑤]領事館閉鎖命令の時期

執筆時期不明の千畝による回想録「決断」(外交官秘話)より。

菅野による検証結果：

労働者たちがリトアニアのソヴィエト化かを求める集会を開いて(6月半ば～7月)、自国の対ソ併合を即決し(7月21日)、代表団をモスクワに送り込む(8月3日)といった出来事が千畝の歴史感覚のなかで「1940年春」「5月の候」に位置づけられている・・・誤った記憶。かつて妻と息子たちと過ごしたカウナスの日々を振り返るにあたって、蘇ってくる記憶の一齣一齣をリトアニア政治史との兼ね合いで照合、整理する作業はほとんどなされなかったことが判明。

在リトアニア外国公館のソ連による閉鎖命令

1940年8月10日以降、各国政府とそれぞれの現地公館に向けて発出され数日の時間差をもって一般の知るところとなったとかなえるのが妥当(菅野説——妥当と思われる)。

千畝から本章に宛てた5通の電報中、閉鎖命令後に発せられたとおぼしき二通(8月24日お9月1日)において、本省に情状酌量を求める千畝の強い姿勢——閉鎖間際なのだから多少の手続き未了は大目にみられるべきである。

[乖離点⑥]7月28日、本省宛電報の意味

私はこのような群衆に対し、本件処理にとっての基本方針を明らかにした上で、約二時間にわたってポーランド脱出開始からカウナス入りまでの苦難、恐怖に満ちた決死行を聞かされました。これによれば、・・・ナチスのユダヤ人狩りを避けるけることのできる国は最早や、ヨーロッパには無い。したがって兎にも角にもソ連、日本を経て第三国に移住するのであるという訳です。

この会談の日：

1940年7月18日(木) ―千畝の回想―、27日(土) ―幸子回想初版―、26日(金) ―菅野の推定―、千畝と面会したヴァルハフティグを含む5名が前年の秋から冬、それぞれに経験したポーランド脱出の辛苦を語り、占領下のポーランド西部から漏れ伝わってくるナチスのユダヤ人虐待の情報をも懸命に伝えようとしたことは確か

この会談のあと(千畝の回想にしたがえば10日後、菅野の推定によれば二日後)、7月28日(日)に千畝が日本の本省に送った電文のなかに、ヴァルハフティグらとのやり取りが**忠実(??ほんとうか??)**に、反映されている、とみるべき(??菅野説)

7月28日付 電文：

当国内共産党工作の急速度に進展したる陰には「ゲペウ」の仮借なき且つ電撃的「テロ」工作行われたる次第にして「ゲペウ」はまず赤軍進駐とともにポーランド人白系露人当国人及猶太人の政治団体本部を襲い団体名簿を取り上げた上**選挙**三日前より団員の一斉検挙を開始右は今に至るも継続せられ居る処今日までに**逮捕**せられたる者「ウイルノ」千五百当地其の他の諸地に二千あり大部分は旧ポーランド人官吏白系露人将校当国旧政権与党たりし国民党乃至社会党幹部「ブント」派及「シオニスト」猶太人等にして前首相「メルキス」及「ウルブシス」外相もそれぞれ家族とともにモスクワに送られたり

なお一週間前に抑留ポーランド軍人千六百「サマラ」方面へ押送されたるに対し英国側は当地並びにモスクワにおいて蘇(ソ連)側に抗議中。

右肅清開始以来危険を感じ農村に潜り込みたる者すくなからずドイツ領に脱走せる者数百と謂われ**猶太人は本邦經由渡米すべく査証関係にて当館に押しかくる者連日百名内外におよび居れり**

ソ連がリトアニア併合により、リトアニア社会主義共和国を樹立するために行った肅清を詳しく述べている。

その末尾に、ユダヤ人の移住希望者が通過ヴィザを求めて日本領事館に押し掛けたことを明記。

[乖離点⑦]千畝がヴィザ発給の許可を本省に求めた形跡はない

通過ヴィザ申請者が大人数だからということで、「上司、即ち外務大臣に向かって伺いをたて・・・」、「外務省の許可が必要」

・・・これらの千畝と夫人の言説…否定・・・菅野説：しかし、外務省規定では、通過査証発給には事前請訓を必要とせず、領事独自の判断で処理してよいことになっている、と。

P. 260 - 261 菅野の白石仁章批判・・・幸子の『六千人の命のビザ』に依拠した記述

歴史的現在から 50 年後に書かれた回想録に準拠するのは問題。

はっきりとした日付が刻まれた一次記録によって検証、批判、校訂していくのが歴史研究のあり方として正しい・・・(まったくその通り)

1940 年 7 月 28 日の杉原の本省宛電報・・・「ヴィザ発給を求めた」ものか？

現況報告だ、どこにも「ヴィザ発給を求めた」ものとは見えない。

ましてや、ユダヤ難民たちがヴィザの発給を求めてきていることに対し、「人道上、拒否できない」旨を訴えたものとは、どうしても読むことができない。

p.265 あくまでも一次資料が示す限りにおいて、その間、千畝は、チェコ国籍の旅券に日本通過ヴィザを発行してよいかどうか、一度、本省に紹介したのみであって、ヴィザ発給自体の許可を本省に求めたわけではない。

-----白石著-----

白石 p.199・・・リトアニアのソ連への併合、そしてカウナス領事館の閉鎖という事態を前にして、杉原はどうしていたのだろうか。晩年の回想録によると、リトアニアにおける総選挙が行われたその翌日である 7 月 18 日から、領事館を大勢の避難民が囲み始めたという。この状況に対して、杉原は 3 回にわたり本省にヴィザ発給の可否につき問い合わせたというが、それらの電報は、現存する外務省記録には残念ながら見当たらない。ソ連のバルト三国併合関係記録ファイルが消失しているので、問題の電報はそれらのファイルに綴じられていた可能性が高いと思われる。

その後の電報のやり取りから考えて、この段階で本省側は、外国人入国令の遵守、言い換えれば避難民に対してはヴィザを発給しないことを命じたと思われる（菅野説でとは違う見解、そもそも本省に問い合わせる必要のないことと）

白石 p.200

*「蜘蛛の糸」を手繰り寄せて

杉原がヴィザを本格的に発給し始めたのは、ヴィザ・リストによれば、避難民たちが領事館を囲んだ 18 日から数えて 9 日目にあたる 26 日であった。

ところが、7 月 28 日発の電報第 50 号では、リトアニアの国内情勢を中心に据え、GPU による政治団体への弾圧、ポーランド人、白系露人、ユダヤ人、さらにはメルキスやウルブシスといった旧リトアニア政府の重要人物が逮捕される様子が詳細に伝えられている。

この電報の最後の部分に、さりげなく、ユダヤ人が日本の通過ヴィザを求めて連日 100 人前後も押しかけているとだけ報告し、ヴィザ発給に関しては言及していない。この段階で、杉原は将来ヴィザ発給が問題化することを想定しつつ、連日ヴィザを発給していたおであ

ろう。

ついで8月7日発の電報58号では、旧チェコスロヴァキア政府が発行したパスポートの持ち主に対するヴィザ発給の可否について本省に問い合わせている。

この背景には、チェコスロヴァキアの解体問題があった。

ドイツと日本の政府間協議の結果、旧チェコスロヴァキア政府発給のパスポートの有効性を承認…有効期限内であれば、ヴィザを発給しても構わないとの返事が送られた。

ただし、末尾に、行先国の入国許可が下りていない者にはヴィザを出さないようにとの注意も。

・・・ここで効果を発揮したのが、「キュラソー・ヴィザ」・・・オランダの海外植民地であったカリブ海の小島キュラソーおよび南アメリカ北東部スリナムには、ヴィザがなくても渡航できることを逆手に取り、その旨を記した証明書。

これは、正式な入国許可証ではなく、実際の入国には、現地総督の許可を必要としたので、その効果はおぼつかないものであった。だが、少なくとも避難民たちに形式上の行先国を与え、リトアニア脱出を助ける救いの綱となった。

当時、オランダ本国がすでにドイツに占領されていた・・・駐カウナス・オランダ領事代理ヤン・ズヴァルテンディク領事代理が、この行動をとったのは、避難民を救おうとする彼の意思も手伝っていた。

p.265-268

*** [乖離点⑧] ソ連側の意向を確かめるタイミング**

幸子の回想録…千畝の回想との齟齬もある。

菅野による幸子の回想録批判。

ソ連のヴィザ発行容認姿勢（難民滞留阻止のため）・・・杉原の打診に、日本がヴィザを出すなら OK と、領土内通過に「拍子抜けするほどに前向き」

*** [乖離点⑨] 本省がヴィザ発給自体を抑制しようとした形跡はない**

あくまでも、通過ヴィザの申請者が最終渡航先のヴィザを確保済みかどうか、正しくチェックすることに徹するように、と本省の回答。

通過ヴィザの発給自体を制止したり、禁止したりしようとしたわけではない。

*** [乖離点⑩] 千畝が本省から求められたこと]**

定められた条件（しかるべき資金、行く先の入国受け入れ明確など）を満たさない者には、

通過ヴィザを発給しないように、ということ。通過ヴィザ発給自体を禁止するものではない。ユダヤ人の日本滞留を阻止して、どこかの行先に行く保障を確保したい。

本省からのこうした要求を受領したのは8月16日、だが、すでにこの日までに通し番号1843（全体の86%）までのリストの通過ヴィザ発給が終わっていた。

1. p.274 従来の「命のヴィザ」言説の中で了解事項とされてきたこと、「千畝からお度重なる伺い立てにっもかかわらず、日本外務省がユダヤ難民への日本通過ヴィザの発給を抑制、禁止しようとした」という事実は、残された電文のやり取りからは豪も跡づけられない、と。菅野説。

1940年6月、バルト三国がふたたびソ連軍の防衛圏に取り込まれたことにより、リトアニアのユダヤ人、ユダヤ難民たちもがドイツ軍靴下のポーランド西部の同胞たちと同じ境地に突き落とされる恐れは遠のき、代わってソ連特有の別種の脅威が一部の人の身に降りかかってきた（??具体的な事例は示されてない、ソ連通過希望者のユダヤ人難民はむしろ進んで通過ヴィザを発給する姿勢であったではないか??永岑疑問点）炉前向きにと見るのが、当時、現地のみを置く人々の状況判断であったと結論付けざるを得ない。

<その時、その場>のヤン・ツヴァルテンダイク、杉原千畝も、すべてこうした状況を正確に見渡したうえで、今自分は、ナチスとソ連に折半されたポーランドからいったん逃れ出てきたものの、そのまま留まってソヴィエト＝リトアニア体制に組み込まれることも受け入れることができない人々に、出立のよすがとなりうる署名ないしスタンプを与えている、という認識であったはずだ。・・・財産、信仰、政治信念などを守り抜くため、ソヴィエト体制からの脱出を志向した人々の気持ちを慮ってやったこと・・・その政治判断。

P.276

記憶と歴史——日本版<ホロコースト産業>への警鐘

1940年夏、「キュラソー・ヴィザ」や杉原千畝から日本通過ヴィザを獲得した人々は、「ユダヤ人としてナチスの反ユダヤ政策に怯えていたのではなく（??怯えていたことを否定はできない、怯えていたことを否定する証拠はない??）、彼らは、「資本家」「宗教者」「反体制派」などとしてソ連の全体主義を恐れて（??ソ連体制下での生活に希望は見出せなかった、脱出しかないと考えた人々だったことは事実、「恐れて」というがソ連の全体主義の実態をどこまで正確に把握していたのか、その証明は見当たらない・・・永岑疑問点）いたのだ。

P.278 1940年夏のリトアニアにあって、20万人規模のリトアニア・ユダヤ人住民と1万数千人規模のポーランド・ユダヤ難民にとって、翌41年6月、独ソ開戦後に現実のものと

なるユダヤ・ジェノサイド、いわゆる「ホロコースト」の脅威は、いまだ存在していなかった。

ド・デッカー、ツヴァルテンダイク、杉原、その他、ユダヤ**難民**たちの一部が極東へ移動するのを何らかの形で「助けた」とされる人々・・・「あたかも当初から人々を<ホロコースト>の脅威から救おうとして立ち上がったかのような歴史記述」は、誤りとの**批判**（菅野の見地・・・この限りで、OK）。

菅野の主張・・・<記憶>と<歴史>が相携えながら作用することを可能にする「健全な歴史主義」の回復を呼びかける。

その要諦は、時間軸上の整合性重視と一次資料への回帰、そのきわめて基本的な二項に尽きる、と。

p.279

* 「宣誓供述書」による日本通過ビザの発給

* [乖離点①]内務省と陸軍の介入

p.289-90

ビザ発給を内務省や陸軍が介入して制止・抑止したという千畝の回想が、事実に合致しないと批判。